

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 貸貸人は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による貸貸借（以下「貸貸借」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 貸貸人は、貸貸借に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 貸貸人は、貸貸借に従事している者に対し、貸貸借に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 貸貸人は、貸貸借を行うために個人情報を取得するときは、貸貸借の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 貸貸人は、貸借人の指示又は承諾があるときを除き、貸貸借に関して知り得た個人情報を貸貸借の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(第三者による取扱の禁止)

第6 貸貸人は、貸貸借を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、貸借人の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(譲渡等に当たっての留意事項)

第7 貸貸人は、貸借人の承諾を得て貸貸借の全部又は一部の権利を第三者に譲渡（二以上の段階にわたる譲渡をする場合及び貸貸人の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に譲渡する場合を含む。以下「譲渡等」という。）する場合には、譲渡等の相手方に対し、貸借人及び貸貸人と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(譲渡等に係る連帯責任)

第8 貸貸人は、譲渡等の相手方の行為について、譲渡等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(譲渡等の相手方に対する管理及び監督)

第9 貸貸人は、譲渡等をする場合には、譲渡等をする貸貸借における個人情報の適正な取扱いを確保するため、譲渡等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、貸借人から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 貸貸人は、貸貸借に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(貸貸借の禁止等)

第11 貸貸人は、貸借人が指定する場所以外で貸貸借を行ってはならない。また、貸借人が指定する場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 貸貸人は、賃借人の指示又は承諾があるときを除き、賃貸借を行うために賃借人から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 貸貸人は、賃貸借を行うために賃借人から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに賃借人に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 賃借人は、必要があると認めるときは、貸貸人又は譲渡等の相手方に対して、賃貸借をするために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 貸貸人は、賃貸借に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合(譲渡等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、貸貸人は、賃借人から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 賃借人は、貸貸人が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 賃貸借の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、貸貸人が負担するものとする。